

タイトル	「台湾ひまわり学運」における民主主義と法の支配の相剋
著者	菅原，寧格；SUGAWARA, Yasunori
引用	北海学園大学法学研究，50(2)：365-386
発行日	2014-09-30

「台湾ひまわり学運」における民主主義と〈法の支配〉の相剋

菅 原 寧 格

はじめに

二〇一四年三月から四月にかけて約一ヶ月近くの間、台湾の学生たちが立法院を占拠したことは記憶に新しい。この間の学生たちが取った行動とは、まぎれもない国家機関の不法占拠であった。この事件によって立法院の機能がストップすることになり、馬英九国民党政権は政治的停滞を余儀なくされた。だが、そうした負の面があったにもかかわらず、台湾においては、著名人や知識人をはじめとする非常に多くの人々が、今回の学生たちの活動に対する惜しみ無い支援を表明し、占拠を支えるために必要な援助を続けた。しかも注目すべきことに、その終わりは、反政府的な見解を表明する運動においてよく見られるような、いわゆる流血の「惨事」によって迎えたのではなく、占拠

していた側の当事者である学生たちの、自主的な判断に基づく撤回によって、幕を閉じた。

この一連の事件は、日本では「台湾ひまわり学運²⁾」として知られるところになった。学生たちが運動を起こした背景には、海峡兩岸サービス協定の批准に関わる審議をめぐる、政権与党の側に手続上の問題があったとされている³⁾。つまり、馬總統の率いる国民党政権が、中国大陸の共産党政府との関係を重視する政策過程の一環として、本協定の批准を取り上げた議会での審議を一方的に打ち切り裁決を強行しようとしたところ、学生たちは、このような政権側の強引な政治手法に対して「No」を突きつけ、一連のプロセスが民主的に著しく不当であるといった観点から抗議のデモを起こし、最終的に立法院の占拠へと至った、というわけである⁴⁾。

だが、この「台湾ひまわり学運」が他の学生運動とは違って、なぜかくも興味を引く問題であるのかということについては、必ずしも明らかでない。そこで、今回の学生運動に関してこれを敢えて主題として論じるのであれば、それはどのような観点からなされることになるのだろうか。まずは、この問題が十分に論じるに値するものである理由につき、次の三点を確認しておくことにしたい。

第一に、何よりも気になるのは、なぜ立法院を占拠した学生たちに対して支援の声が多く集まることになったのか、という問題である。事実としては、立法院という国家機関を不法占拠し国政が空転してしまう事態を引き起こした、それにもかかわらず支援の声が多く届いた。しかしそうであるとすれば、今回の運動における学生側の言い分には十分な説得力があつて、その主張や行動は妥当であるということになると思われるわけだが、果たしてこのような理解で適切といえるのだろうか。

第二に、学生たちによるデモ活動から始まる一連の立法院占拠へと至る運動について、これを正しい行動として評価することができるのだろうかという点も問題である。このことは第一に掲げた問題とも関わるが、全国的に支援の

声が多く集まったということをもってすれば、確かに彼らの行動は民主的に「正しい」ということになりそうではある。だが、そうであるとすれば法的な観点からみて余計に気になってくるのは、なぜ、それが正義にかなう行動であったといえるのか、という点である。立法院を占拠することが不法¹¹違法であるにもかかわらず、なぜ、学生たちの行動は「正しい」ものとして評価されることになるのだろうか。このことについても論じておく必要がある。

そして第三に、この「ひまわり学運」を通じて露わになった台湾の政治状況について、これをどのようなものとして捉え、評価し得るのだろうか、という点も問題になる。たとえば、今回の事件の顛末は台湾における民主主義の成熟を示すもののだろうか、それとも限界を露呈したものと位置づけるべきなのだろうか。いずれにせよ、そう考えるのであれば、そのそれぞれについて、なぜそのように評価するのかという点は、やはり問題として残ることになる。⁵⁾

そこで、以上のような問題に対する検討を通じて、こうした民主的な政治運動として現われた今回の「台湾ひまわり学運」をめぐって現われた、民主主義と法の支配をめぐる法哲学的問題について、若干の検討を試みることにしたい。

1. 立法院の占拠¹¹「市民的不服従」?

二〇一四年三月一七日、海峡兩岸サーピス貿易協定の批准に関する審議を行っていたところ、与党が時間切れを理由として一方的に審議を打ち切ったことに対して反発の声が広がり、三月一八日夜には学生たちのデモ隊が立法院に進入し議場を占拠するに至った。このような学生たちの行動が、与党の議会運営に対する異議申し立てであることは明らかである。彼らは、与党が正当な手続きに則って議事を進めようとしなかったことに対して、いわば議会運営に

おける手続面での正当性が失われてしまった立法院の状況に対して、問題を提起したわけである。したがって、まずはこの時点での学生たちの要求が、正当な手続に則つて、サービス協定に関する審議を丁寧に行うべしという点にあったということについて、確認しておかなければならない。実際、彼らのこうした要求活動を通じて、立法院では不当な手続の下でのサービス協定が批准されようとしていることが明らかに became したわけだし、何よりも政権与党による議会運営の不当さを糾弾する学生たちの行動は、台湾の人々の良心を激しく揺さぶることもなったといえるからである。

しかし、それでは、なぜ政権与党は学生たちの強制排除に踏み切らなかつたのだろうか。いくつか理由を考えることはできようが、ひとまずこの点については、強制力をもって排除することに対して国民がさらに反発し、政権に対する支持率の急激な低下を及ぼすような事態を避けたかたのではないかと考えられる。もつとも、こうした心配をせざるを得ないほど、それだけ多くの人たちが今回の学生たちの行動に対する支援を次々と表明していたことは確かだが、物理的強制力を用いないことで政権側は平和的で民主的な解決方法を懸命に模索しているのだ、といったソフトな政権運営をアピールし印象づけようとしたのかもしれないと考えられなくもない。暴力的で非民主的な行動を起しているのは、むしろ学生側であるというわけだ。

しかしながら、三月二三日に一部の学生が行政院にも突入した翌二四日、政府は警察を投入し立てこもる学生たちを強制的に排除し多くの負傷者や逮捕者を出したことも含めて考え直してみると、立法院長である王金平の許可さえ得られれば、政権側はいつでも警察に突入できる準備を整えさせていたとみるべきであろう。ただ馬總統にとつても、学生をはじめとする今回の国民の反発が単なる議会運営上の手続的問題にとどまらず、サービス協定の批准や対中政策をめぐるみずからの政治的決定に対して向けられていたことは明らかであったと思われる。そこで、事態を敏感に

察知した馬總統は、議場占拠をめぐる一連の事件に対する責任を、党内ではみずからに次ぐ有力者であると同時に政治的には対立関係にあった王立法院長の判断に委ねてしまおうとする戦術をとった、つまり、政府の最高責任者である總統みずからが政治的責任を取ることを回避し放棄した、と考えられなくもない。

ただ、かような国民党内部での馬英九 vs. 王金平という指導者間における政治的駆け引きがあったとしても、学生たちによる議場占拠という行動が不法Ⅱ違法であることに変わりはない。法治国家である台湾において、このような不法で違法な占拠が強制的に排除されないばかりか、無数の市民から支持が集まってくるのはなぜなのか。彼らの取った行動は、不適切な議会運営に対する抵抗という形を取ってはいたが、それだけで議場占拠という不法Ⅱ違法な行動が許されることになるのだろうか。おそらく、事態はもはや単に議会運営における手続上の問題ではなく、より重大な不法Ⅱ違法な問題が生じようとしているなかで彼らはそうした問題に対して抗議の声をあげている、そのための対抗手段として今回の立法院占拠は十分に許される、このように考えられたのではないだろうか。

もちろん、支援者の視点からみればそのようなことは当たり前だとも考えられるが、しかし、学生たちが行動を起こした当初の理由が正常な議会運営が手続的になされていないことに対して向けられていたことを想起すれば、第三者の視点からすると、当初は掲げられた活動の正当性を問うという問題関心がどこかの途中で意味を喪失し——少なくとも後退し——、手続上のレベルの問題をものは飛び越え、政治的なものをめぐる問題へと話がすり替わっていつていくかのようにみえなくもない。こうした事態こそが注目に値するのではないだろうか。むしろ、彼らの抗議行動がより重大な不法Ⅱ違法な問題に関わっているというのであれば、それは一体何を指すのかということが問題になるからである。

そこで、このような学生たちの行動は不法Ⅱ違法な活動ではないとみなす根拠として、市民には政府の決定に対し

て抵抗する権利があるといった形で論を立て、今回の問題を捉え返してみることが考えられなくもない。要は端的に政府の政治運営に対する不信の表われであり、抗議であるという理解である。しかし、それならば、なぜ学生たちははじめから市民的不服従の一環として抵抗するという形を取らなかつたのか、あるいは取れなかつたのかという問題が出てくることは否めない。学生たちが、もしはじめから市民的不服従として異議申し立てを行っていたと理解することによって、何か問題が生じることになるだろうか。

ロールズによると、「市民的不服従」とは、「通常は政府の法や政策に変化をもたらすことを達成目標として為される、公共的で、非暴力の、良心的でありながらも政治的な、法に反する行為」である^⑥。また、その前提として「市民的不服従」が対象とするのは、「へぼ正義になつた」社会、つまり大部分においてよく秩序だつてはいるが、それでもなおかなり深刻な正義の侵害が生じてしまう社会」である^⑦。また、その特徴として、「市民不服従」とは、「法への忠誠の範囲内で……法への不服従を表現する」ものであつて、「自らの振る舞いの法的な帰結を受け入れる意欲を通じて、法への忠誠が表現される」ものであるから、「非暴力の行いとなる」^⑧。それゆえ、劇的に何らかの変化が必ず引き起こされるといふわけではなく、「特別な状況に合わせて作られた場合でさえ過度の期待をかけるべきではない」といふ^⑨。

では、こうした「市民的不服従」が正当化される根拠とは何か。ロールズは、こうした「市民的不服従」が擁護される条件についての議論を展開するなかで、次のように言及している。第一に、「政治上の多数派に対する通常の訴えかけがすでに誠意をもって続けられたにもかかわらず失敗している」こと。第二に、「矯正（正義回復）のための法的手段はないことが明らかになつている」こと。第三に、「既存の政党は、少数派の権利要求に対する無関心を顕わしていること、もしくは少数派の権利要求を受け入れる意欲の欠如を示している」こと。第四に、「合法的な抗議やデモ

も不首尾に終わっている」こと。¹⁰⁾

だが、政治的なものをめぐる問題は静止した状態で捉えられるべきものではなく、刻々と変化する状況のなかで対応が迫られざるを得ない。そうしたなかで、それでも「市民的不服従」が認められる法的根拠は何かを問うてみれば、これを福沢諭吉がいうような「天賦人權」や自然権の一種として捉えることができるのかもしれない。しかし、そうした場合においてもなお、政府の決定に対する抗議を何らかの法的権利として理解することは果たして適切なのか、といった問題が残るように思われる。眼前の法を破ることさえも辞さないような「抵抗権」とは——たとえこれを「権利」と呼ぶにせよ——、どこかで既に法律学上の権利概念を超えてしまうことになるのではないか、といった問題が懸念されるからである。したがって、ここでの文脈で「抵抗権」というものが成り立つとすれば、それは政治的概念としての「市民的不服従」を表現するもの以上でもなければ以下でもないものとして理解しておくことが重要である。

ただ、このようにいえるとすれば、困難はいつそう深刻なものになる。そのような「市民的不服従」が「正しい」といえるとするれば、それはなぜそのようにいえるのかを説明しなければならぬからである。この点については、ロールズも、そもそも少数派には、通常の政治手続を通じても多数派の意向を改変できないような状況下においても合法的手段のみを用いなければならぬ義務はない、という趣旨のことを論じている。「多数派は目に余るほど正義にもとっており、またあからさまに敵意のある達成目標を有していることが、すでに明らか」である場合があるから¹¹⁾。適切な「市民的不服従」というものがあるとすれば、それはどのように捉えられることになるのか。今回の「台湾ひまわり学運」における学生たちの立法院占拠をその一例として捉えることができるのだろうか。第一の問題はここにある。

2. 〈法の支配〉について

第二の問題は、立法院を占拠した学生たちの行動に対する評価に関わる。もちろん評価をする際には第一の問題を踏まえた上で考えることになるわけだが、ここでの問題は、学生たちが起こした行動は正しかった¹⁾正義になかった²⁾といえるのだろうか、ということである。彼らが立法院を占拠して以来、全国的に学生たちを支援する声が多く集まり、三月三〇日には政権に対する大規模な抗議集会が総統府前で開かれたことからみると、彼らの取った行動は間違いなく民主的な支持を得ているように思われる。したがって、その意味では「正しい」ということになりそうである。

しかし、法的観点からみた際にやはり見過ごすことができないのは、立法院の占拠が不法³⁾違法であったという事実である。占拠という不法⁴⁾違法な行為との関係に投げ入れてみたときに、この民主的に「正しい」行動はどのように捉えられることになるのだろうか。立法院による判断は多数者意志に基づき下されているというお決まりの主張は、少なくともその主張自体に間違いがあるわけではなく、一般的にはあくまでも「正しい」とみなされるべきである。それゆえ、立法院がとった今回の海峽兩岸サービス貿易協定審議打ち切りという措置は民主的に「正しい」といえるだけのバックボーンがないわけではない。しかし、そうであるとすれば、問題はいつそう深刻に理解されることになるのではないのか、というのがここでは問題になる。

したがって、審議打ち切りという判断を下した立法院と、それに抗議した学生と、双方の主張の正当性がここでは問題になるわけだが、こうした争点にアプローチをするためには、民主主義国家における憲法のあり方をめぐる問題、すなわち、立憲民主主義の政治体制における法の支配をめぐる問題について考えておく必要がある。

従来、法の支配という考え方については、エドワード・クックが「国王は何人の下にもあるべきではないが、神と法の下にあるべきだ」というプラクトンの言葉を援用した話を用いて説明されることが多かった。だが、このような意味での法の支配という言葉を扱う場合には、西洋の近代法を継受して成立した立憲国家としての明治期日本や、その延長線上で受容されることになった日本国憲法体制、台湾や韓国などでみられる「民主主義」という名の政治制度、その下で成立したとされる司法制度、およびそうした東アジア地域における歴史的社会的文脈のなかで語られる法、とりわけ憲法理解に関する問題を無視するわけにはいかない。というのも、こうした東アジアの民主主義諸国においては、英米流の法の支配の思想をドイツにおいて成立した法治国家の思想と関連づけることによって、ある種の深刻な問題を捉えることが可能になるからであるし、この問題を安易に克服したとみなすべきではない重要な事情が控えているからでもある⁽¹³⁾。

ともあれ、ドイツにおける法治国家思想の特徴は、形式的にみるのであれば、法律とはその内容の「正しさ」と無関係に成立しうるものとして捉えられるということを主張する点にあった。法律が外面的にみて法律として成立してさえいれば、その内容の正当性は必ずしも問われない。その意味で、これはいわば「人治」に対する「法治」として、法律に依拠して統治を行うという点に重心が置かれ発展してきた思想であるといつてよい。ところが、英米流の法の支配とは、そうした統治を行う際に依拠する法律の実質的な「正しさ」を問う点にこそ、その特徴があった。ひとまず、このように理解することができる。

それゆえ、法の支配が「法治」と大きく異なっていることについては注意をしておく必要がある。実際に、アメリカ合衆国憲法修正一四条に由来するとされる、いわゆる法の内容とその手続の公正さを要求する適正手続（= due process of law）は日本国憲法においても三一条以下で規定されていると理解されてきたが、それはこうした法の支

配の一端をよく示すものとして考えることができる。また、現在ではこのような適正手続をめぐる問題に加えて、憲法の最高法規性、権力によっても侵害されない人権の承認と保障、司法の独立および違憲審査権の尊重などが法の支配の重要な要素として数えられてもいる。だが、「法治」(＝rule by law)の思想がドイツの法治国家論に由来するもので、それが明治期日本の立憲国家の成立と発展に寄与したものであることは疑い得ない。そして、それとは異なる原理としての対立的性格が強調されるなかで、法の支配(＝rule of law)という考え方が受容されてきた経緯を踏まえると、結局は現在に至るまで、日本や台湾、韓国のような東アジアの民主主義体制においては英米流の法の支配(＝rule of law)をみずからの〈法の支配〉として現実のものにしていくことが求められている、といった事情を理解することができる¹⁵⁾。

したがって、こうした法文化を背景とする地域における〈法の支配〉としては、次のように英米流の法の支配(＝rule of law)を捉え返すことに、今なお大きな意味があるというべきではないだろうか。

「権力が法の支配を実現するためには、第一に、権力が自己の服すべき法を自ら制定するということであつてはならず、さらに、第二に、法に服したかどうかの最終的な判断権は、法に服すべき本人に与えられてはならない。服すべき法は、自己の意思では自由にならないものとして予め存在していなければならず、その法を守ったかどうかは、第三者によって判断されるべきなのである。ここに、法を制定する権力(立法権)と法を執行する権力(執行権)、そして、その執行の法適合性を判断する権力(裁判権)が分離されてくる理由の一つがある。……権力間の抑制・均衡を通じて正しい法の制定の確保ということこそ、その最も重要な目的であつたというべきで……正しい法が確保されれば、後は執行権者がその法に従うことを確保すればよい。」¹⁶⁾

もつとも、英米流の法の支配 (= rule of law) をこのように〈法の支配〉として定式化したからといって、では「正しい法」とは何かという問題が未解決のまま残ることは当然である。むしろ、だからこそ、「正しい法」とは何かという観点から法の正当性に潜む意味が問われるのでなければならぬ、というべきであろう。

では、ルールとしての法や、そうした法に従って下された政治的決定に正当性があるということと、そうした決定に関わる一連のシステムが適法的に作動していることとの間にはいかなる関係が成り立つのだろうか。政治的決定にせよルールにせよ、それ自体の正当性は、みずから下した決定やルールを導き出したシステム内在的に、その「正しさ」の根拠を見出すべきなのだろうか。しかし、それでは、そうしたシステムという決定やルールを導出する過程そのものの正当性は一体誰がチェックすることになるのだろうか。民主主義という政治的決定システムを採用するのであれば、少なくとも原理的次元においては、そうしたチェックは多数者が行うべきだということになりそうではある。だが、そのような想定内でシステムが適切に作動しているようにみえるにもかかわらず、現実的には、ある決定やルールに正当性がないとすれば、これはいかなる事態が起きていると理解すればよいのだろうか。

民主主義体制においては、多数者が下した判断の「正しさ」について、当の多数者自身が疑いの目を向けるといった事態は想定されていない。それゆえ、多くの場合は、多数者とは異なる少数者である側の方が、多数者の下した決定や多数者によって採用されたルールに対して、「それは正しくない！」といった形で異議申し立てをすることによって問題が提起されることになる。しかし、かように民主主義体制において下された決定の正当性が問題視されることがあるとすれば、そこでは何らかのアクシデントが発生していることになる。政治的決定システムがそのプロセスとして適法的に作動しているのであれば、そこから導出された判断に正当性がないということは通常は考えられないからである。だが、システムそれ自体に欠陥が無いはずであるとしても、そこで選択された政治的決定が少数者にとつ

でも「正しい」法であるかどうかは、別問題である。そして、ここには、多数者と少数者の間に存在する対立的緊張関係の契機を無視しない限り、多数者が誤った決定を下すという事態を原理的に避けられない様相が示されてもいる。しかし、そうであるとするれば、民主的な政治的決定やルールの「正しさ」は、そうした決定やルールを導き出すプロセスとは別の次元で問われ直されなければならないことになる。仮に、民主的政治的決定プロセスを経て導かれた、何らかの決定やルールが目の前に示されたとするれば、そこでは次のいずれかの態度を取ることが考えられる。第一に、適法的に成立した決定やルールであれば、手続的正当性に問題が生じているわけではない限り、たとえ洩々であったとしても成立した決定やルールには従わなければならない、というもの。第二に、確かに出自のプロセスからみれば適法的に成立したかもしれないが、手続的正当性の問題には解消されないような、どうしても承服しかねる問題が残るので、成立した決定やルールに従うという選択は考えられず何らかの形で異議申し立てを行っていく方法を模索する、というもの。両者とも重要な論点を含んでいるが、ここではあえて後者の態度に注目してみたい。というのも、権威主義的な国家や為政者による統治が長く続いた経験を持ち、未だ「官」を「民」よりも有難いものとして受け止めるメンタリテイを保持している面を否定し去ることが躊躇われる東アジア社会においては、多数者を背景として成立した民主的決定やルールに対してであつても異議申し立てを行うことを辞さないのみならず、いわばコンフリクトの契機にこそ問題関心を傾注し批判の足掛かりを獲得すべきと考えるからである。

もつとも、現代社会においては、民主的に下された公の政治的決定やルールに向かって個々人の立場から反対を表明するなどということは至難の業のようにもみえるが、しかし、実際には日々の実践として小さな抵抗は人々の間で行われているようにも思われる。もちろん、法的制裁の有無が、不服従を選択するかしないかで悩む人々に対して大きな影響を与えることは必至であろう。ただ、いずれにせよ、先ほどみた後者の態度には、決して看過すべきではな

重要なモチーフが含まれている。というのも、こうした悩みを抱える人々がいるということが無視しない限り、もはや決定やルールに対して正当性を認めることができるかどうかという問題を飛び超えて、当該決定やルールに正統性の根拠があるのかどうかという問題に足を踏み入れることにならざるを得ないからである。

3. 民主主義における正統性の問題

では、台湾の現在の政治的決定システムに正統性はあるのだろうか。「ひまわり学運」において学生が問題視したのは現在の政治的決定システムにおけるどのフェイズであったのか。次に、この点を検討する。直截的に換言すると、東アジアにおける「法治」とは異なる西洋近代の産物として輸入された、しかし英米法思想史の文脈上それなりに問題がないわけでもない法の支配は、〈法の支配〉としてどのように現れていることになるのだろうか。そのような〈法の支配〉が、民主的な政治的決定システムやそこで制定されたルールとしての法律を支えるに足りる、正統性の根拠となりうるのだろうか。この点こそが、東アジアの文脈では問われるべき課題であると思われる。

そして、以上のようにみると、「ひまわり学運」を通じて垣間見えた台湾の政治的問題状況について、わたしたちはこれをどのように理解すべきなのかということが問われることにもなる。議会の多数派が示した意志を学生やその支援者である市民が拒絶するといった事態は代表民主制に時折みられるイレギュラーな現象として理解すればそれで十分なのだろうか。学生が国家機関を占拠したという点では全く同様の事案のようにみえるが、しかし立法院に対する措置と行政院に対するそれとの対照的な対応からは、一体どのようなメッセージを読み取るべきなのだろうか。そして、立法院の占拠に関してみれば、最終的には平和的に解決されたわけだが、そのような結論を導いてみせたのは、一体どちらの側なのだろうか。

海峡兩岸サーピス協定を議会において取り扱うための法律を作ることなく批准はしないという点で、一定の要求を認めさせた学生側の勝利とみるのか。あるいは、学生側の背後に広範な国民世論が控えていたとはいえ、強行突入といった選択をすることなく、最終的に学生たちが自主的に撤退させた当局側の勝利ということになるのだろうか。疑問は尽きない。ただ、こうした問題群が民主主義に基づく政治制度においてこそ生じてくる問題であることは確かであろう。そこで、さらに掘り下げた議論を展開するために、グスタフ・ラートブルフによつて定式化された「民主主義」と「自由主義」の議論に即して、改めて問題状況を確認していくことにしたい。

ラートブルフ『法哲学』によると、「民主主義」とは「多数者意思の無条件的支配を欲する」のに対し、「自由主義」は「個々人の意思のために、場合によつては多数者意思に対しても自己を主張する可能性を要求する」とされる。その上で、「自由主義」については、その「国家哲学的思惟の出発点は個々人の人権、基本権、自由権、すなわち、彼の自然的前国家的自由の一部」にあるとする。そして「民主主義」については、「個々人はその前国家的自由を残らず国家意思、すなわち、多数者意思の処分に委ね、その代り（ママ）に対価としてこの多数者意思の形成に関与する可能性を取り戻す」という。

このような「民主主義」の観点に基づいて民主主義政治体制を理解すると、民主的な政治体制にとつて決定的に重要なことは、多数者意思を第一義的に尊重する思想であるといった点に求められることになる。そして、場合によっては多数者意志およびそれに基づく決定やそこで決せられたルールとしての法律に対してさえ、抵抗することを辞さないスタンスをとるのが「自由主義」であるという形で理解されることになる。しかし、そうであるとするならば、民主主義に基づく政治的決定過程のなかでも、特にその形式的プロセスというよりはそこで展開される実質的な討議こそが重要であるといった、どちらかといえば「自由主義」に親和的であるかのようにみえるリベラルな見解はどの

ように捉えられることになるのだろうか。近年、注目を集めている政治理論のなかでも、とりわけ熟議民主主義における「熟議」とはいかなる意味を持つことになるのかという点が、問題として浮上してくることになる。

ただ、徹底的な討論を行うことが民主主義にとっては不可欠であるとしても、その要請は必ずしも民主主義理論から内在的に導き出されるようなものではない。むしろ、実践的な問題として具体的事案を処理し円滑に決定を下し、しかもこれらを継続的に行っていくためには、少数者に対してそうした「処理」や「決定」を受け入れやすくしておくための配慮という観点から討論が要請されるにすぎないのではないかと。単刀直入にいうと、そのような「処理」や「決定」を導き出す過程の中に「熟議」(deliberation)があつたと認められるのか、それとも無かつたのか。少なくとも統治の視点からみると、こうした点が民主主義にとっては重要な課題であると思われる。

しかし、仮にそこに「熟議」が無かつたとした場合、そのような「熟議」の不在を問題化し得るのは、熟議民主主義の理論を支持する民主主義者ではなく、ラートブルフがいうような意味での「自由主義」の側に与する者ではないだろうか。したがって、「熟議」とは「自由主義」の観点から要求されるもの、として捉えた方が、多数者意志を第一義的に尊重しようとする「民主主義」の議論としてはスッキリするように思われる。「熟議」をめぐる議論のポイントが、コミュニケーションや討議を通じて現時点で認められている対立的な問題状況に対する理解を深め、判断に至る過程や選好の変更プロセスそのものを重視するものであるとすれば、なおさら、そうした「熟議」を要請するだけの理由があるのは「民主主義」ではなく「自由主義」の側であるように思われるからである。

このようにみると、民主主義的な政治体制の内部において、「熟議」を必要とするだけの内在的な理由を見出すことは困難だ、ということになりそうである。むしろ、「熟議」を要請するのは少数者の意志を政治的決定やルールとしての法律の中に反映させたいことを願う「自由主義」の立場である、このように理解すべきではないだろうか。しかも、

そうすることで、「ひまわり学運」において起きた事態については次のように捉えることができるようになる。つまり、議会の多数者によって下された決定は、確かに多数者意志が尊重されている点で「民主主義」に則ったものであるといえるが、その場合の少数者である学生たちや支援する市民の側は、まさに両岸海峡サービス協定に関する「熟議」が議会内においては存在しなかった点を問題視したのであって、その意味での「市民的不服従」が「熟議」を求めて発動された、こう理解することができるのではないだろうか。

そして、このように捉えることができるのであれば、民主的な政治的決定システムが「民主主義」に則っているから正当であるというだけでは足りず、「自由主義」の立場を貫徹しようとする不断の努力がなされることによって、場合によっては「市民的不服従」のような実力行使に頼ることによって、民主的な政治体制における正統性ははじめて確保されることになるのかもしれない。民主的な政治的決定システムにおける正当性が危機を迎えた際には「民主主義」の考え方によってはもはや危機を回復することはできない。なぜなら、ここでは当該民主主義体制の正統性をも含めた、政権それ自体を成り立たせている枠組み全体が疑念の対象として曝されているからである。

そこで正当性の危機を乗り越えようとするのであれば、「自由主義」のような考え方や立場に注目し、どちらかというところ「自由主義」の立場から要請される「熟議」のような考え方を採用することによって、いわば当該政権の正統性根拠をその都度問い直すことによって、民主的政治システムにおける決定やルールの正当性を回復することが期待されることになるのではないだろうか。したがって、当該政府にとって「法の支配」がどのように理解されているのかという点は、すなわち、このような「自由主義」の立場から訴えを起こす少数者の権利保障をどのように展開しているのかという点は、法の支配が意味するところの分立的なものとして国家権力を捉え返していく際に、極めて重要な意味を持つことになる。

むすびに代えて

今後、台湾における民主主義と〈法の支配〉はどのような行方をたどることになるのだろうか。決して楽観的にみるべきではないかもしれないが、だからといって過剰に悲観的になる必要もないだろう。今回の「ひまわり学運」が民主主義に則った政治体制をとる国家に向けて示した道筋には、これまでの類似した民主化運動や学生運動、とりわけ日本でも行われているような市民運動に対して大きな可能性が含まれているように思われるからである。

では、一方で、みずからの手によって制定した手続ではあるが、少なくともその手続に則って権力が政治的決定や法的決定を下していることをもって、みずからの決定の正当性を主張するという場合があるでしょう。他方で、〈法の支配〉という理念的規範をも視野に収めて、それに従っていることをもって、権力みずからが下す決定の正当性を主張するという場合があるでしょう。そうした場合、仮に現在の政府が前者のような意味での、合法的な権力主体であったとしても、そのことをもって直ちに当該政府権力が民主主義的政治体制としての正統性を備えた国家である、ということまでもが含まれているわけではない。同様に、民主主義的に正統な基盤をもつ国家であったとしても、それだけをもつてして、当該国家が権力主体として合法的な政治的決定や法的決定を下すことが担保されることになるわけでもない。そこで問題はこうなる。民主的正統性を備えた国家が、なお合法的な、それも〈法の支配〉のような理念的規範に即した国家としての体裁を整えるにはどのような条件が必要なのか。あるいは、〈法の支配〉に服する国家が、なお権力主体としては民主的正統性を基盤として持ちうる条件とは何であろうか。

民主的政体において下された政治的決定や、そうした決定に基づき制定された法規範が「正しい」というのであれば、それはどのような意味で「正しい」ということになるのだろうか。既に確認したとおりだが、〈法の支配〉の観点

からみれば、ある法が「正しい」かどうかは、それを制定した当事者の視点からその「正しさ」が判断されるわけではないところに、その「正しさ」の根拠は求められるのでなければならぬ。そして、そうしたことが成しうるのはドイツ流の単なる形式的法治国家とは違った国家制度の下であることもまた明らかであろう。

今回の台湾のような場合においては、手続的に正当な、合法的手段にしたがって審議が進められたとしても、結局は政府与党とその支持者たちという多数者意志に基づいて海峡兩岸サービス協定は批准されることに決まるであろうことは、容易に予想されていたのではないだろうか。そして、多くの法案審議においては、反対者であるところの少数者においても、そうした決定が正統な権力主体によって下されるものであることを承認しているし、場合によっては尊重さえもする。だが、今回の台湾政府はそうした選択をせず、強引な手法によって審議を打ち切ってしまったことによって、法案の反対者たちの視点からみたときに正統性が感ぜられないものにまでなってしまったのかもしれない。どのような決定であっても、これをなお正統な国家机关による決定であるとして、反対者であるところの少数者によっても正統なものとして承認されるのかどうかという問題は、そうした決定が合法的なものであるかどうかによって左右されない、いわば独立した問題である。

しかし、そうであるとすればいつそう問題は深刻であるといわざるを得ない。合法的で「法の支配」に裨差す決定であったとしても、そうした決定が必ずしも民主的正統性を獲得できるとは限らないし、また、逆に民主的正統性を基盤として下された決定であったとしても、それが「法の支配」に即した正当性を備えた決定になるということまでは必ずしも含まれていないからである。しかも、こうした問題を東アジアにおける台湾の歴史的文脈のなかで考えておくことの意味は極めて大きい。なぜなら、台湾の場合、主権が存する「国民」として、「われわれ」みずからの手で西洋近代的意味での憲法を創ったという経験が、決定的に欠落していたからである。

一八九五―一九四五年までの五〇年間にも及ぶ日本統治時代において、台湾の人々にとつての憲法とは大日本帝国憲法であった。そして日本の敗戦後、台湾で施行されたのは、台湾で暮らす人々の意向とはまったく無関係に外部から持ち込まれた中華民国憲法であった。⁽¹⁸⁾ こうした歴史を踏まえてみると、民主化以降の台湾の人々にとつては、民主的正統性を備えた政府が存在しうるようにはなったかもしれないが、台湾の人々が憲法制定過程において一切関知していない現行憲法に対して抱く思いは、日本や他国の人々が憲法に対して抱く思いとは、まったく異なるものとしてみなければならぬ。そして、こうした問題が背景事情として広がっているからこそ、先に述べたような英米流の法の支配とはまた一味違った〈法の支配〉という見方にも一定の意味があるということになるのではないだろうか。

いずれにせよ、決定を下す権力主体の正統性をめぐる問題と〈法の支配〉に関わる正当性をめぐる問題とは、両者がどの程度において重なり合っているのか、あるいはどのような理由で重なり合うことが阻害されているのかを問うときに、極めてアクチュアルな問題として、わたしたちの前に立ちはだかってくる。

台湾の政治論争のなかで、しばしば耳にするキーワードの一つに、「現状維持」というものがある。今や民進党においても台湾独立という目標が理念以上の現実的意義を持つと信じている者は少なく、北京政府主導下での中台統一という悲劇的シナリオを避けるためにも「現状維持」を訴える人が多いともいわれている。もとより、このような国際政治を取り巻く状況は、決して台湾に限った話なのではなく、どの時点での何をもって「現状」とし、それをどのよう「維持」していくのかということが、現在の日本も含めた東アジアにおける現実の問題として受け止められるものでなければならぬ。

注

- (1) もっとも、行政院の占拠に及んだ学生たちのなかには、台湾当局によって投入された機動隊によって強制排除され血まみれになった者や逮捕者も出ている。
- (2) 原語では「太陽花学運」と表記されることから、議会審議を明るいものとするよう、「ひまわり」には台湾の民主運動において輝き続ける「希望」の意味が込められている。
- (3) 海峡兩岸サービス協定の批准については、一方では大量の資本が大陸から台湾へと様々なルートを通じて流れ込むことによって台湾経済を活性化させるといった見解もあるが、他方では大陸資本が流入することで「鹵止め」がなくなることによって「堤防」が決壊する、その結果、中小・零細企業を中心に成立している台湾経済にもたらされるのは混乱と破壊のみである、といった点を問題視する向きもある。また、一方では、「一つの中国」という国是の下で台湾政府を正式な中華民国として承認することを頑なに拒みつつ、他方では「協定」という名の下で法的効力をもつ「条約」を交わそうとする北京政府の矛盾した態度が示されているにもかかわらず、そうした動きに安易に呼応する馬英九總統の政権運営に対する異議申し立てという面もあったと思われる。
- (4) 学生たちの抗議の声の中心が与党である国民党に向けられたものであることは確かだが、野党である民進党のパフォーマンスに対しても向けられていた部分がないわけではない。事実上の二大政党制が形成されている台湾において、現在は野党である民進党が野党として訴求力のある主張を効果的に展開することができていないことの意味は大きいとみるべきであり、それが日本で想像する以上に有権者からの厳しい批判であることについては、注意をしておく必要がある。
- (5) 第二の点で触れたこととの関係でいえば、今回の立法院の占拠という学生たちの行動に対して、「それは「正義」にかなうものではなかった」という評価が与えられたとしても、そのことをもって今回の一連の運動が、「民主主義の成熟を示すものではなかった」ということにはならない。「民主主義は間違える」という意味で民主主義の可謬性を否定しないのであれば、民主主義をめぐる問題が「正義」をめぐる問題と論理的に直結するものではないと考えることについて、特別な困難は生じないからである。
- (6) J. Rawls, *A Theory of Justice Revised Edition*, Harvard U. P., 1999, p. 320 (川本隆史／福岡聡／神島裕子 訳『正義論——改定版——』(紀伊國屋書店、二〇一〇) 四八〇頁)。
- (7) *Ibid.*, p. 319 (同上書、四七八頁)。
- (8) *Ibid.*, p. 322 (同上書、四八三頁)。
- (9) *Ibid.*, p. 319 (同上書、四七九頁)。

- (10) *Ibid.*, p. 327 (同上書、四九二頁)。
- (11) *Ibid.*, p. 328 (同上書、四九二頁)。
- (12) 主催者発表で五〇万人、警察当局の発表でも一十万人が参加したとされる。
- (13) このように述べたからといって、ドイツ由来の法治国家思想に対して英米起源の法の支配を持ちだしその優位性を論じようというわけではない。重要なのは、現代の問題状況に至る前史としてどのような法思想が受け入れられてきたのか、それが現在どのような形で残っているのか、あるいはいないのかという点についての展望を得ることであると考えているからである。
- (14) たとえば、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法・第五版』(岩波書店、二〇一一年)一四頁では、①憲法の最高法規性の観念、②権力によつても侵されない個人の人權、③法の内容・手の公正を要求する適正手続(due process of law)、④権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役割の尊重、といった四点が法の支配の内容として重要なものとして説明されている。
- (15) ドイツの法治国家思想に由来する「法治」(rule by law)ではなく貫徹されているかどうか疑わしい中国において、近年これを「法の支配」(=rule of law)として翻訳している事態を前にすれば、「法の支配」を実体的に理解することによつて、まるでそれが「善なるものであるかのように捉えることは間違いだとしても、なお東アジアの法文化においては、法治国家の思想や「法治」と対比した上で「法の支配」の意義を改めて押さえておくことに十分な意味があるのではないだろうか。なお、中国における「法治」をめぐる問題については、拙稿「21世紀東アジアにおける法学的寛容論に向けての覚書——近年の中国における「法治」と「和諧」を糸口として——」(『北大法学論集』六一巻一号)、とりわけ一一六頁以下を参照。また同論文一四三頁でも解れたとおり、王泰升(国立台湾大学特聘教授)は、「rule of law」の訳語としては「法的統治」という言葉を充て、「rule by law」を意味する「依法統治」とは区別して用いている(王泰升『台湾法律史的建立』(国立台湾大学法学叢書一〇七、一九九七)一七八頁)。
- (16) 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ・第五版』三四頁。
- (17) 以下のラートブルフの議論については、G. Radbruch, "Rechtsphilosophie, 3 Aufl. 1932", in: A. Kaufman(Hrsg.), *Gesamtausgabe Bd. 2*, C. F. Müller, Juristischer Verlag, 1993, S. 294f (田中耕太郎訳『法哲学』(東京大学出版会、一九六一)一九六—一九七頁)。
- (18) とはいえ、一九八七年まで戒厳令が敷かれていた現実を踏まえると、台湾における中華民国憲法下での〈法の支配〉の経験も、ようやく軌道に乗りつつあるというのが現実である、というべきであろう。

〔付記〕

二〇一四年六月九日、筆者は台湾国立勤益科技大学教養教育学部より招かれ、講演する機会を得た。本稿は、その際に準備したメモを再構成することによって、今後の研究の出発点を示すとともに方向性を確認しておこうとするものである。講演を行うにあたっては、鄭明政（国立勤益科技大学）・黄淨愉（輔仁大学）の両助理教授に通訳と翻訳を務めていただいた。記して謝意を表したい。また、鄭助理教授には本学法学部客員研究員・非常勤講師として今夏来学した際に、北海学園大学第二回法学部カフェ（七月二八日開催）において「台湾における民主主義と憲法」というテーマの下で「話し手」を務めていただき、本稿に対する貴重で有益な示唆を数多くいただいた。重ねて謝意を表したい。なお、本研究は、平成二四～二六年度科学研究費補助金（若手研究（B））…課題番号2473004）の支援による研究成果の一部である。